

## 鹿児島市と株式会社 ECCとの連携と協力に関する協定書

鹿児島市教育委員会（以下「甲」という。）と株式会社 ECC（以下「乙」という。）とは、次のとおり連携と協力に関する協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が、相互に連携・協力し、児童生徒（幼児～高校生までを指す）の英語によるコミュニケーション能力の育成や学力向上に資する実践研究の推進等に寄与することを目的とする。

### （連携及び協力する事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- (1) 児童生徒の英会話学習アプリケーションを活用した学力向上の実践研究に関すること
- (2) 多様な他者と協働しながら目標に向かって挑戦する力を育むための英語によるコミュニケーション能力の育成に関すること
- (3) 英語を活用した教科横断的な学習の推進に関すること
- (4) その他、甲と乙が協議して必要と認める事項

### （担当部署及び協議）

第3条 甲と乙は、この協定による連携の円滑な推進を図るため、具体的な取組については、担当部署を定めたうえで協議を行い、相互に合意した事業について連携・協力して取り組む。

### （期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から起算して1年間とする。ただし、協定の有効期間満了日の日の30日前までに、甲又は乙から特段の申立てがない場合は、有効期間満了日の翌日から更に1年間有効とする。その後においてもまた同様とする。

### （守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

### （疑義の処理）

第6条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

上記の協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和4年 2月 15日

甲 鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市教育委員会

教育長

杉元洋一



乙 大阪市北区東天満1-10-20

株式会社ECC

代表取締役会長

山口勝

